



2025年3月19日

各位

会社名 nmsホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 河野 寿子
(コード：2162 東証スタンダード)
問合せ先 経理部長 川村 岳生
(TEL：03-5333-1711 (代表))

株主による自己株式の処分の差止め仮処分の申立てに関するお知らせ

当社が、2025年3月10日開催の取締役会において決議いたしました、株式会社ワールドホールディングスを処分先とする第三者割当による自己株式の処分（以下、本第三者割当）について、当社の株主から当該自己株式の処分の差止め請求に係る仮処分の申立て（以下、本申立て）がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本申立てに至った経緯

当社は、2025年3月10日付「資本業務提携、第三者割当による自己株式の処分並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、同日開催の取締役会において、第三者割当による普通株式3,719,700株の自己株式の処分（本第三者割当）を行うことを決議しました。これに対し、当社株主である小野文明氏が、2025年3月17日、東京地方裁判所に本申立てを行い、当社は、同月18日、「募集株式の発行等差止め仮処分命令申立書」を受領しました。

2. 仮処分の申立てをした株主の概要

(1) 名 称	小野 文明
(2) 所 在 地	神奈川県横浜市都筑区
(3) 所 有 株 式 数 (所 有 比 率)	3,638,000 株 (23.23%)

(注) 所有比率は、2024年9月30日現在の株主名簿を基準として発行済株式総数（同日現在の自己株式6,067,900株、2025年2月28日付で当社が同氏より無償取得した42,000株及び2025年3月7日付で当社が当社取締役より無償取得した20,000株を除きます。）に対する保有株式数の割合を記載しております。

3. 本申立てがあった年月日

2025年3月17日

4. 本申立ての内容

(1) 本申立てがなされた裁判所

東京地方裁判所

(2) 本申立ての対象

2025年3月10日開催の当社取締役会において決議した第三者割当による普通株式3,719,700株の自己株式の処分を仮に差し止める仮処分の申立て。

(3) 本申立ての理由

当社が受領した「募集株式の発行等差止め仮処分命令申立書」によれば、本第三者割当は、経営を担当している取締役等又はこれを支持する特定の株主の経営支配権を維持することを主要な目的としており、会社法第210条第2号に定める「著しく不公正な方法」によるものに該当するとのこととなります。

5. 今後の見通し

当社としては、本第三者割当は適法であって本申立てに理由はないものと考えており、仮処分申立て手続において、当社の見解の正当性を主張してまいります。

(参考) 2025年3月10日決議の本第三者割当の概要

(1) 払込期日	2025年3月26日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 3,719,700株
(3) 処分価額	1株につき372円
(4) 調達資金の額	1,383,728,400円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、株式会社ワールドホールディングスに全株式を割り当てます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

※詳細は、2025年3月10日付「資本業務提携、第三者割当による自己株式の処分並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

以上